

## 与薬についての注意事項

与薬は、本来医師の指示を得た保護者様がお子様与薬していただくのですが、やむを得ない理由で保護者様が与薬できず、保育時間中の服用が必要な場合にのみ与薬を承ります。

ただし、その際には必ず与薬依頼書に必要事項を記入していただき、薬と共に職員へ直接手渡ししていただきますようお願い致します。与薬依頼書がない場合、もしくは記入漏れがあった場合は、与薬できませんのでご注意ください。

以下、注意事項をご熟読の上、ご理解いただきますようお願い致します。

1. 与薬依頼書の記入は必ず依頼者（保護者）が行ってください。
2. 与薬できるお薬は、お子様を診察された医師が処方し調剤したもの、もしくはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、お薬を受け取った際に添付される「薬剤情報提供書」などお薬についての説明が書かれた書類がある場合にはそれらも添付してください。（コピー可）
3. 市販のお薬、保護者様の判断で持参したお薬は対応致しません。
4. 与薬するお薬は、必ず1回分ずつに分け、お子様のお名前を記入して下さい。当日使用分（1回分）のみお預かり致します。
5. 与薬依頼書とお薬は、必ず保護者によって受け入れ職員に直接手渡ししてください。
6. 「熱が出たら服用させる」「咳がでたら・・・」「発作が出たら・・・」というように症状を判断して投与しなければならない薬、坐薬、および解熱剤、市販の薬、吸入薬等は原則としてお預かりできません。
7. 慢性の病気（アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の日常における与薬や処置については、保育所保育指針によって、お子様の主治医の指示に従うとともに、相互の連携が必要になります。（長期間の投薬につきましては、保育士までお申し出ください）

※上記要件に一つでも不備があった場合（書類などの未記入・誤記入等を含む）は、お薬をお預かりする事が出来ません。例えお薬をお預かりした後において不備等を発見した場合でも同様に与薬を実施出来ません。事故防止・健康管理に関する重要事項ですので、悪しからずご了承ください。